

北海道告示第 10441 号

北海道環境影響評価条例（平成 10 年北海道条例第 42 号。以下「条例」という。）第 37 条第 1 項の規定により、釧路火力発電所建設事業着手後の事後調査等報告書（以下「着手後の事後調査等報告書」という。）が作成されたので、条例第 38 条第 1 項に基づき、告示する。

令和元年 9 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社釧路火力発電所
代 表 者 の 氏 名 代表取締役 洞 洋平
主たる事務所の所在地 釧路市興津 2 丁目 21 番 13 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
名 称 釧路火力発電所建設事業
種 類 火力発電所の設置の工事
規 模 出力 112,000 kW
- 3 対象事業を実施している区域
釧路市興津 1 丁目 14 番
- 4 関係地域の範囲
釧路市、釧路郡釧路町
- 5 着手後の事後調査等報告書の縦覧の場所、期間及び時間

| 場 所 | 期 間 | 時 間 |
|--|--|------------------|
| 北海道環境生活部環境局環境政策課 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課 北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課 北海道日高振興局保健環境部環境生活課 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 | 令和元年 9 月 27 日（金）から同年 10 月 16 日（水）まで（閉庁日である日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。） | 午前 9 時から午後 5 時まで |

| | |
|--|--|
| 北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課 北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 北海道根室振興局保健環境部環境生活課 釧路市市民環境部環境保全課 釧路市桜ヶ岡支所 釧路郡釧路町総務部住民課 | |
| 釧路市東部地区コミュニティセンター | 令和元年9月27日（金）から同年10月16日（水）まで（閉館日である月曜日を除く。） |

6 事業者のホームページアドレス

<http://idi-infra.com/kushiro>

7 着手後の事後調査等報告書についての意見書の提出

道民（道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。））は、着手後の事後調査等報告書について、環境保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

令和元年10月30日（水） 当日消印有効

(2) 提出先

〒085-0811

釧路市興津2丁目21番13号

株式会社釧路火力発電所

(3) 意見書に記載する事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である着手後の事後調査等報告書の名称

ウ 着手後の事後調査等報告書についての環境保全の見地からの意見

なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。